

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の延長
2	対象税目	(酒税：外)(国税9) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 ①沖縄県の本土復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、②県内にある製造場で製造し、③県内に出荷する酒類について酒税を軽減。 (軽減割合) ・単式蒸留しょうちゅう(泡盛)：35%軽減 ・その他(ビール等)：20%軽減 《関係条項》 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第80条第1項第1号
4	担当部局	内閣府沖縄振興局参事官(調査金融担当)
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成23年度～平成33年度(一部については昭和51年度を対象)
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	S47.5.15 制度創設(S52.5.14まで本則の40/100～80/100に軽減) S51.5.14 改正(S52.5.14までの軽減税率を70/100に変更) S52.5.15 改正(5年延長。S57.5.14まで本則の70/100～90/100に軽減) S56.4.1 改正(S57.5.14までの軽減税率を85/100に変更) S57.3.31 改正(5年延長。S62.5.14まで本則の85/100に軽減) S62.3.31 改正(延長。S62.12.31まで本則の85/100に軽減) S62.10.1 改正(5年延長。H4.5.14まで本則の85/100に軽減) H元.4.1 改正(H4.5.14までの軽減税率の80/100(単式蒸留しょうちゅうにあつては本則の65/100)に変更) H4.3.31 改正(5年延長。H9.5.14まで本則の80/100(単式蒸留しょうちゅうにあつては本則の65/100)に軽減) H9.4.1 改正(5年延長。H14.5.14まで本則の80/100(単式蒸留しょうちゅうにあつては本則の65/100)に軽減) H14.4.1 改正(5年延長。H19.5.14まで本則の80/100(単式蒸留しょうちゅうにあつては本則の65/100)に軽減) H19.4.1 改正(5年延長。H24.5.14まで本則の80/100(単式蒸留しょうちゅうにあつては本則の65/100)に軽減) H24.4.1 改正(5年延長。H29.5.14まで本則の80/100(単式蒸留しょうちゅうにあつては本則の65/100)に軽減)
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年5月15日～平成34年5月14日)
8	必要性等	①政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄県内の一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して税負担を軽減する。 ・県内酒類製造業の育成・保護(経営基盤の強化など) ・酒類製造業及び関連産業の振興を通じた沖縄経済の振興

			《政策目的の根拠》 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第80条第1項第1号																																																							
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 11. 沖縄政策の推進 【施策】 ① 沖縄政策に関する施策の推進																																																							
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 沖縄県内の一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して酒税負担を軽減する。 ・ 沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減 平成33年度軽減額（推計）＝約31億円（平成27年度相当） ・ 価格優位性を確保することによる沖縄県産酒類の出荷数量の現状維持・拡大 〔泡盛業界：平成33年度の県内出荷数量＝16,392kl〕 〔ビール業界：平成33年度の県内出荷数量＝46,693kl〕 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・ 酒税の軽減額 ・ 沖縄県産酒類の出荷数量 ・ （参考指標）沖縄県産ビールと本土産主要ビール、泡盛と本土産の主要な本格焼酎との価格差 ※製品の多くはオープン価格であり、価格差については、品質等の差によるほか、店舗ごとのセールの有無等で日々異なるため、厳密な比較は困難であることから、参考指標とした。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・ 本措置は、政策目的の一つである沖縄の一般消費者の税負担の軽減に直接寄与する。 ・ 酒税の軽減によって、沖縄県産酒類の県外産同種酒類に対する価格優位性を確保することが可能となり、これによって消費数量の維持・拡大に貢献することとなる。このような支援は沖縄県酒類製造業の育成・保護に寄与するほか、酒類の関連産業の振興及び沖縄経済の振興に寄与するところとなる。																																																							
9	有効性等	① 適用数等	○ 軽減措置の対象となる酒類の県内出荷数量 (kl) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ビール類</th> <th>泡盛</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>46,916</td> <td>18,168</td> <td>65,084</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>47,162</td> <td>17,980</td> <td>65,142</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>47,642</td> <td>17,734</td> <td>65,376</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>46,382</td> <td>16,485</td> <td>62,867</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>46,693</td> <td>16,392</td> <td>63,085</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>46,693</td> <td>16,392</td> <td>63,085</td> <td>推計値</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>46,693</td> <td>16,392</td> <td>63,085</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>46,693</td> <td>16,392</td> <td>63,085</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>46,693</td> <td>16,392</td> <td>63,085</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>46,693</td> <td>16,392</td> <td>63,085</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	年度	ビール類	泡盛	計	備考	23	46,916	18,168	65,084		24	47,162	17,980	65,142		25	47,642	17,734	65,376		26	46,382	16,485	62,867		27	46,693	16,392	63,085		28	46,693	16,392	63,085	推計値	29	46,693	16,392	63,085	〃	30	46,693	16,392	63,085	〃	31	46,693	16,392	63,085	〃	32	46,693	16,392	63,085	〃
年度	ビール類	泡盛	計	備考																																																						
23	46,916	18,168	65,084																																																							
24	47,162	17,980	65,142																																																							
25	47,642	17,734	65,376																																																							
26	46,382	16,485	62,867																																																							
27	46,693	16,392	63,085																																																							
28	46,693	16,392	63,085	推計値																																																						
29	46,693	16,392	63,085	〃																																																						
30	46,693	16,392	63,085	〃																																																						
31	46,693	16,392	63,085	〃																																																						
32	46,693	16,392	63,085	〃																																																						

			33	46,693	16,392	63,085	〃																																				
			<p>(注1) ビール類は、本軽減措置の対象であるビール類製造者1社のビール類の沖縄県内向け出荷数量。泡盛は、泡盛製造者全体の沖縄県内向け出荷数量の合計値で30度換算。</p> <p>(注2) 本軽減措置の適用対象事業者数：49事業者</p> <p>(注3) 酒類の出荷数量については、9③政策目的の実現状況(2)②に記載のとおり現状程度が維持されるものと推計</p> <p>(適用数等について)</p> <p>本軽減措置の適用対象となる事業所は、本軽減措置に基づく課税申告を適切に行っており、適用数等が想定外に僅少であることはない。</p> <p>本軽減措置の対象となる製造場は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第80条第1項第1号の規定に基づき製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場(同法施行日から一月以内に申請書を提出した酒造所に限られる)であり、想定外に特定の者に偏ったものではない。</p>																																								
	②	減収額	<p>○減収額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>軽減額(百万円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>23</td><td>3,416</td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>3,369</td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>3,305</td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td>3,125</td><td></td></tr> <tr><td>27</td><td>3,116</td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>3,116</td><td>推計値</td></tr> <tr><td>29</td><td>3,116</td><td>〃</td></tr> <tr><td>30</td><td>3,116</td><td>〃</td></tr> <tr><td>31</td><td>3,116</td><td>〃</td></tr> <tr><td>32</td><td>3,116</td><td>〃</td></tr> <tr><td>33</td><td>3,116</td><td>〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成28年度以降については、軽減措置の対象となる酒類の出荷数量の将来推計の変動率を当てはめて推計</p>					年度	軽減額(百万円)	備考	23	3,416		24	3,369		25	3,305		26	3,125		27	3,116		28	3,116	推計値	29	3,116	〃	30	3,116	〃	31	3,116	〃	32	3,116	〃	33	3,116	〃
年度	軽減額(百万円)	備考																																									
23	3,416																																										
24	3,369																																										
25	3,305																																										
26	3,125																																										
27	3,116																																										
28	3,116	推計値																																									
29	3,116	〃																																									
30	3,116	〃																																									
31	3,116	〃																																									
32	3,116	〃																																									
33	3,116	〃																																									
	③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <p>(1) 実現状況</p> <p>① 沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減</p> <p>平成23年度から平成27年度までの累計軽減税額は約163億円であり、一般消費者の税負担の軽減につながっている。</p> <p>② 価格優位性を確保することによる沖縄県産酒類の出荷数量の現状維持・拡大</p> <p>制度創設後明確なデータが残る昭和51年度と平成27年度の主な酒類の出荷数量を比較すると下記のとおり2倍程度に拡大している。これは、人口増加や所得の増加によるものもあると考えられるが、規模の小さな沖縄県の酒類製造者が、</p>																																								

本土の大手メーカーとの競争の中、厳しい状況ではあるものの一定の出荷数量は確保してきており、本軽減措置による価格面からの下支え効果が発現しているものと考えられる。

なお、足下（平成23年度と27年度の比較）では減少傾向にある。

（単位：kℓ）

	S 51 年度	H 23 年度	H 27 年度
県内向けの出荷数量 （ビール類・泡盛）	33,842	65,084	63,085
ビール類	25,670	46,916	46,693
泡盛	8,172	18,168	16,392

※泡盛については30度換算ベース

③参考指標1 沖縄における沖縄県産ビールと本土の主要ビール、泡盛と本土産の主要な本格焼酎との価格差（税込み）別紙参照。

④参考指標2 泡盛の本土と沖縄の価格差の例（税込み）別紙参照。

(2) 今後の達成予測

①沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減

平成28～33年度において約187億円の酒税を軽減することとなり、消費者の税負担を軽減できる。

②価格優位性を確保することによる沖縄県産酒類の出荷数量の現状維持・拡大

全国の酒類消費量は減少傾向にあり、平成23～27年度の県内産酒類の出荷数量も減少傾向（年平均-0.9%）にある。

他方、泡盛については、昨年度の出荷数量の減少幅が小幅となっており、また、国税庁発表の昨年度の県内向け出荷分の課税数量（酒造所の県内出荷分のほか、卸売業者による県外出荷分等を最終的に加味した課税数量）については10年ぶりに増加となるなど下げ止まりの傾向が見られる。また、沖縄県及び泡盛製造業界は、平成28年3月に県が取りまとめた「泡盛製造業等実態調査報告書」に基づく取組など県内消費の拡大や増加傾向が著しい観光客の取り込みを図るための取組を平成28年度から実施することとしている。

また、ビール製造者についても主力製品のブランド力強化等を図ることにより県内市場における本土の大手ビールメーカーとの競争に対応していくこととしており、本軽減措置によって県外産の同品目の酒類に対する県内酒類製造者の価格優位性の確保を支援していくことで、県内向け出荷数量は、今後少なくとも現状程度を維持するものと予測している。

○政策目的の実現状況

(1) 実現状況

以下に示すとおり、政策目的を実現できている部分はあるが、不十分な部分も多い。

①一般消費者の税負担の軽減状況

9 ③達成目標の実現状況(1) 実現状況①のとおり。

②沖縄県産酒類の出荷数量の拡大状況

9 ③達成目標の実現状況(1) 実現状況②のとおり。

③最近の沖縄県内のビール類及び泡盛製造者の営業利益の推移を見ると、合計約 16～28 億円で推移しており一定の利益を確保しているものの、泡盛製造者については3割程度が営業赤字であり、業界全体としては安定的な経営状況にあるとは言えない状況である。

	前々 事業年度	前 事業年度	直近 事業年度
業界全体の営業利益 (万円)	255,873	278,093	169,129
泡盛製造者で営業利益が赤字の社数	13	14	15

(注) 各社によって事業年度の期間の始期・終期が異なることから、直近・前・前々事業年度として区分。

泡盛については全 46 社中休業中の製造者を除く 45 社のデータ。

④泡盛の製造場のうち約 4 割が離島に存在しており、以下のとおり産業の少ない離島における雇用の受け皿となっている。

(製造業就業者数に占める泡盛製造業就業者の割合)

沖縄県全体 : 3.4%

久米島 : 26.2%

与那国島 : 23.1%

伊是名島 : 17.3%

宮古島 : 14.3%

波照間島 : 9.3%

石垣島 : 6.9%

※製造業就業者数は平成 22 年国勢調査結果による。

※泡盛製造業従事者数は沖縄県酒造組合調査結果(平成 27 年)による。

⑤関連産業等への効果

平成 26 年度のビール製造業の売上高 216 億円に対する経済波及効果は 303 億円(1.4 倍)、就業者誘発数は 2,192 人である。

平成 26 年度の泡盛製造業の売上高 152 億円に対する経済波及効果は 244 億円(1.6 倍)、就業者誘発数は、1,899 人である。

以上のように、関連産業ひいては沖縄経済の振興に貢献している。

※「泡盛製造業等実態調査」(平成 28 年 3 月・沖縄県)による。

(2) 今後の達成予測

① 酒税軽減措置を継続すれば、平成 28～33 年度において約 187 億円の酒税を軽減することとなり、消費者の税負担を軽減

できる。(軽減額の推計については、9②減収額を参照)

② 全国の酒類消費量は減少傾向にあり、平成23～27年度の県内産酒類の出荷数量も減少傾向(年平均-0.9%)にある。

他方、泡盛については、昨年度の出荷数量の減少幅が小幅となっており、また、国税庁発表の昨年度の県内向け出荷分の課税数量(酒造所の県内出荷分のほか、卸売業者による県外出荷分等を最終的に加味した課税数量)については10年ぶりに増加となるなど下げ止まりの傾向が見られる。また、沖縄県及び泡盛製造業界は、平成28年3月に県が取りまとめた「泡盛製造業等実態調査報告書」に基づく取組など県内消費の拡大や増加傾向が著しい観光客の取り込みを図るための取組を平成28年度から実施することとしている。

また、ビール製造者についても主力製品のブランド力強化等を図ることにより県内市場における本土の大手ビールメーカーとの競争に対応していくこととしており、本軽減措置によって県外産の同品目の酒類に対する県内酒類製造者の価格優位性の確保を支援していくことで、県内向け出荷数量は、今後少なくとも現状程度を維持するものと予測している。

そして、それに伴い、沖縄県酒類製造業の経営基盤の安定、関連産業の振興及び沖縄経済の振興に一定の効果をもたらすと予測している。(出荷数量の推計については9①適用数等を参照)

○本軽減措置による直接的な効果

(1) 本軽減措置による直接的な効果

本軽減措置は、消費者の税負担を直接軽減するとともに、軽減措置を受けていない県外産同種酒類に対する軽減措置の対象となる酒類の価格優位性を確保し、消費の維持・拡大を下支えする直接効果がある。

消費者の税負担の軽減額は、酒税の軽減額である。消費の維持・拡大の下支え効果について、仮に本軽減措置が廃止されたとする場合に、単年度ごとに、どの程度沖縄県産酒類(泡盛・ビール類)の消費数量(出荷数量)が減少するかの推計を示すと以下のとおりであり、この推計値程度の消費の下支え効果はあるものと推測される(9③本軽減措置が延長されない場合に予想される状況と同様の考え方で推計)。

年度	消費の維持・拡大の下支え効果(泡盛・ビール類)(推計)(kl)
23	12,819
24	12,564
25	11,864
26	11,089
27	10,168
28	10,233
29	10,407
30	10,584

31	10,764
32	11,058
33	11,271

(2) 価格優位性を確保することが沖縄県産酒類の消費支援になる根拠

沖縄県が昨年度に実施したアンケート調査において、「泡盛を購入する際に重視する事項は何か」との質問（3つまで回答可）で、「価格」と回答した者が2番目に多い結果となっており、消費拡大を目指す上で価格優位性の確保の重要性が明らかとなっている。

Q：あなたは、泡盛を購入する際に重視する事項は何ですか（3つまで回答可）

A：

酒造所（メーカー）	46.0%
価格	43.0%
古酒	25.5%
その日の気分・なんとなく	22.3%
アルコール度数	20.9%
香り	15.5%
地元の泡盛	13.7%
その他	11.8%
ボトルデザイン	8.4%
ネーミング	5.6%
受賞歴	5.0%
生産地	4.8%
内容量	2.0%
無回答	2.6%

調査時期：平成27年10月～平成28年1月

調査実施：沖縄県

○本軽減措置が延長されない場合に予想される状況

- ・平成27年度の軽減額は約3,116百万円であることから、軽減措置が延長されなかった場合、沖縄県において1世帯当たり約5,555円の負担増となる。

沖縄県の世帯数：560,916世帯（平成27年4月1日現在（沖縄県推計値））

- ・沖縄県における1世帯当たりの酒類への年間支出額は28,907円（平成27年家計調査）であるため、軽減措置が廃止された場合は同量の酒類を購入するのに約5,555円負担が増加し34,462円となるが、所得水準が伸びず酒類への年間支出額が同水準であると仮定すると、購入できる量は、最大で約5,555円分に当たる16.1%減少する可能性がある。
- ・沖縄県産酒類の消費量が最大16.1%減少した場合、沖縄県産酒

類製造者の経営状況は悪化する可能性が高く、その場合は関連産業の経営状況の悪化及び離島を含めた酒類業界及び関連業界の雇用状況の悪化等を連鎖的に引き起こす可能性が想定される。

○所期の目標の達成状況

(1) 前回延長要望（平成 24 年度）時の達成目標

- ① 県内各地域の経済振興を担う酒類製造者の経営基盤の安定
- ② 酒類製造業の移出産業への発展等を通じた沖縄経済の振興

(2) 達成状況

- ① 最近の沖縄県内のビール類及び泡盛製造者の営業利益の推移を見ると、合計約 16～28 億円で推移しており一定の利益を確保しているものの、泡盛製造者については 3 割程度が営業赤字であり、業界全体としては経営基盤が安定しているとまでは言えない状況にある。

	前々 事業年度	前 事業年度	直近 事業年度
業界全体の営業利益 (万円)	255,873	278,093	169,129
泡盛製造者で営業利益が赤字の社数	13	14	15

(注) 各社によって事業年度の期間の始期・終期が異なることから、直近・前・前々事業年度として区分
泡盛については全 46 社中休業中の製造者を除く 45 社のデータ

- ② ビール類及び泡盛の全出荷数量に占める県外への出荷数量の割合を見ると、ビール類については増加傾向にあるが「移出産業」に発展したとまで言えるほどの割合ではない。また、泡盛については横ばい傾向であり、業界全体として沖縄経済に貢献していることは間違いないが、移出産業への発展途上段階にある。

年度	ビール類 (出荷数量)	泡盛 (出荷数量)
平成 23 年度	14.6%	15.0%
平成 24 年度	12.8%	15.4%
平成 25 年度	15.0%	14.9%
平成 26 年度	17.2%	14.9%
平成 27 年度	20.2%	14.8%

(3) 新たな達成目標へ変更する理由

前回要望時の達成目標である酒類製造者の経営基盤の安定や沖縄経済の振興については、今回の延長要望においても目指すべきところであって変更はないが、達成目標は、本軽減措置によって達成しようとする事項であるとの事前評価の趣旨を厳密にとらえ直し、政策目的の実現のために直接寄与する、一般消費者の負担軽減及び価格優位性を確保することによる沖縄県産酒

			<p>類の出荷数量の維持・拡大を政策目標としたものである。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 既述のとおり、本軽減措置は直接効果及び間接効果として様々な効果を沖縄経済にもたらしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人当たりの県民所得が全国最下位である沖縄県において、沖縄県の一般消費者の家計負担を軽減する効果 ・製造業の少ない沖縄県における重要な地場産業の支援効果（出荷数量は昭和51年度から平成27年度までに2倍程度に拡大） ・県内酒類製造業の経済波及効果 <ul style="list-style-type: none"> ビール製造業：303億円（売上高の1.4倍） 泡盛製造業：244億円（売上高の1.6倍） ※本軽減措置による直接効果が、9③本軽減措置による直接的な効果(1)のとおり出荷数量で言えば少なくとも全出荷数量の1/6程度（H27年度：10168kl/63085kl）と考えられることからすると、ビールと泡盛の生産誘発額の合計547億円のうち91億円相当は本軽減措置による効果と考えられ、軽減額（H27年度：約31億円）を上回る。 ・就業者誘発効果（ビール製造業2,192人、泡盛製造業1,899人） ・産業の少ない離島における雇用の受け皿効果（泡盛の製造場のうち約4割が離島に存在） <p>本軽減措置による軽減額（平成27年度：約31億円）は、以上のように軽減額を上回る公的効果をもたらすことからすれば、是認される範囲のものであると考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本軽減措置の直接的な目的の一つが、沖縄の消費者の酒税負担を軽減するということであり、酒税の軽減を行うこと自体が必要な措置である。</p> <p>税負担を軽減するために、税相当額の一部を酒類製造者又は消費者に支給する方法もありえるが、酒類製造者に支給する場合、支給額が確実に価格に反映され消費者負担軽減に活用されるかの担保が難しいこと、また、酒類製造者からの出荷数量が県内で消費される数量となるわけではなく（県内向け出荷分が卸売業者等から県外に出荷される場合が多々あり、本軽減措置では卸売業者による差額納税によって問題とならないが、補助金の場合には結果的に過剰支給となりかねない）ことから、本軽減措置に代えて実施することは現実的でない。</p> <p>一般消費者に対し担税者として負担した酒税の一定率を補助する方法もあり得るが、各一般消費者が間接税として負担した酒税額を正確に把握することは極めて困難であり、事務経費・作業も膨大になることから現実的でない。また、酒類振興券等を配布することも考えられるが、対象酒類と非対象酒類が市場に混在し混乱が予想されること、多額の事務経費や人的作業が発生することなどからすると本軽減措置の代替案とするには適当でない。</p> <p>したがって、現行の政策目的を実現する手段として補助金の支給による代替は困難であり、酒税の軽減による措置が最も妥当である。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	該当なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税の軽減なし
11	有識者の見解		審議会等での検討結果や有識者の見解なし
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回実施せず

(参考指標1)

沖縄における沖縄県産ビールと本土の主要ビール、泡盛と本土産の主要な本格焼酎との価格差
(税込み)

	沖縄県産	本土産
ビール (350ml缶)	183 円	195 円
泡盛・焼酎 (1.8ℓパック)	1,072 円	1,753 円

(価格調査の概要)

【ビール】

調査時期：平成 28 年 8 月

調査者：内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当）

調査店：ネットスーパーの取扱いがある主要スーパーチェーン 3 店

商品価格：沖縄県産＝本軽減措置の対象事業者の代表銘柄 1 種類の 3 店の単純平均価格
本土産＝主要 4 社の代表銘柄 1 種類ずつの 3 店の単純平均価格

調査方法：調査店のネットスーパーの販売価格をネット上で調査

【泡盛】

調査時期：平成 28 年 6 月

調査者：沖縄県酒造組合

調査店：県内主要スーパー 5 店

商品価格：1.8ℓ、30 度、紙パック製品の 27 銘柄の単純平均価格

【本土焼酎】

調査時期：平成 28 年 8 月

調査者：内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当）

調査店：ネットスーパーの取扱いがある主要スーパーチェーン 3 店

商品価格：主要 2 企業の代表銘柄 1 種類（25 度）ずつの単純平均価格

調査方法：調査店のネットスーパーの販売価格をネット上で調査

(参考指標2)

泡盛の本土と沖縄の価格差の例（税込み）

【A 銘柄（30 度）の小売価格等】

沖縄から本土への輸送コストを踏まえる必要はあるが、同一銘柄の泡盛が沖縄では本土より安く小売されている。

(単位：円)

	1.8ℓ 瓶	900mℓ 紙パック	600mℓ 瓶
本土店舗平均	1,992(5店)	950(21店)	813(18店)
沖縄店舗平均	1,272	645	527
価格差	720	305	286
(参考)酒税軽減額	189	94.5	63

(価格調査の概要)

- ・ 調査日：平成 28 年 5 月
- ・ 調査者：内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当）
- ・ 調査店：(本土) 全国主要都市のネットスーパーの取扱いがある A 社 25 店
(沖縄) ネットスーパーの取扱いがある A 社全店（3 店）
- ・ 調査商品：A 銘柄（30 度）の 3 商品
- ・ 選定理由：①「A 銘柄（30 度）」は、泡盛業界での出荷数量上位企業の代表銘柄で、全国的に一定の流通量が確保されており、多くの店舗での価格比較が可能。
② A 銘柄を製造する B 社は、少なくとも泡盛に関しては租税特別措置法第 87 条に基づく軽減措置の対象企業ではないことから、沖縄県産酒類に係る酒税軽減措置の効果のみを図ることが可能
- ・ 調査方法：調査店のネットスーパーの販売価格をネット上で調査
- ・ 備考：本土店舗平均欄の（ ）内は、25 店舗のうち当該商品の取扱いがあった店舗数を示す。